高野町職員の処分について

このたび、高野町職員分限懲戒賞罰審査会において下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

記

1　事案の概要

　職務を怠り、不適正な事務処理を行った。

　管理職として法令の順守に関する意識、責任感を欠く行為であり、公務の執行に多大の支障を生じさせた。

2　処分日

　令和2年7月15日（水）

3　被処分者及び処分内容等

（1）被処分者1　教育委員会　一般職　課長級　男性　50歳代　減給１０分の１（２ヶ月）